



事務局からのお知らせ令和7年6月号

◆総 会 御 礼◆

当会通常総会（第32回）開催に当たり、皆様のご協力（総会への出席・委任状の提出）いただき誠にありがとうございました。

ご存じですか？

定額減税を補足する給付金

令和6年分の所得税において『定額減税』が実施され、確定申告や年末調整の際にその適用を受けられた方が多いかと思います。中には減税が十分に受けられなかった方もいらっしゃるのではないのでしょうか？

定額減税が十分に受けられなかった場合には、その差額について支給(不足額給付)が行われる予定です。この対象者には、青色事業専従者などの事業主の扶養に入れない方も含まれております。

現在、自治体にて確定申告等の情報をもとに不足額給付の準備が進められております。横浜市では7月以降に対象者へ通知が行われることが公表されていますので、詳細はお住いの自治体のホームページ等によりご確認をお願いします。

◆源泉所得税(申告・納付)のお知らせ◆

青色専従者・従業員に給与の支払いがある事業所は、1月～6月分までの源泉所得税申告・納付の時期となりました。(初めての方は、7月10日前に一度ご来所ください。)源泉徴収簿、納付書の書き方を説明します。

【申告期限】 令和7年7月10日(木)までです。

※源泉所得税が発生(0ゼロ円)しない方でも申告(納付書提出)する必要があります。

【持参いただく書類等】

- ・源泉徴収簿・税務署から送付された源泉所得税納付書・青色専従者給与届出書
- ・源泉徴収簿がわからない方は(毎月の給与金額がわかる賃金台帳又はメモ書き)



こちら小冊子プレゼントします。
ご希望者は、事務局まで取りに
来てください。(先着20名)
令和7年度税制改正では、物
価上昇局面における税負担の
調整の観点から基礎控除及び
給与所得控除の見直しが示さ
れ、『103万円の壁』が160万
円に引き上げられました。また、
19歳以上23歳未満の扶養者
の控除額の改正と小冊子で
は、この内容について解説して
います。パート・アルバイトの方
は是非目を通してください。

◇税理士による無料税務相談◇

税理士会のご協力により、相続・贈与・譲渡(土地・建物等の売却)・法人設立・消費税などのご相談が1回60分以内、無料にて受けられます。予約制となっていますので、事前にお電話にてご予約ください。

開催日 6月18日(水)、7月6日(日)、7月16日(水)、8月3日(日)
時 間 日曜日 9時30分～、10時30分～、
水曜日 10時～、 11時～

◇休日の記帳相談会(毎月第1・第3日曜日)のお知らせ◇

平日青色申告会をご利用できない方向けの相談会です。複式簿記の記帳の仕方・会計ソフトの操作方法など是非ご利用ください。(完全予約制・予約が無い場合事務所は閉鎖します)

開催日 6月15日、7月6日・20日、8月3日・17日
時 間 9時30分～、10時30分～、11時30分～(お一人様相談時間 60分)

お問い合わせ・申込 一般社団法人 横浜中青色申告会

〒231-0023 横浜市中区山下町162-1 ニュースライフ元町904号

☎681-3310 e-mail: aoiro@maple.ocn.ne.jp